

条 例

埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十四号

埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

題名中「交付」の下に「等」を加える。

第一条中「交付すること」の下に「等」を加える。

第七条第一項中「次項及び第三項並びに第九条において」を「以下」に改め、同条第三項中「書類の写し」の下に「（第九条第一項において「証拠書類の写し」という。）」を加える。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（収支報告書等の保存及び閲覧等）

第九条 議長は、第七条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写し（以下この条において「収支報告書等」という。）を、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。この場合において、議長は、当該請求に係る収支報告書等に埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号）第七条第四項に規定する非公開情報が記録されているときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いた部分につき、閲覧に供するものとする。

3 前項に規定するもののほか、議長は、第一項の規定により保存している収支報告書をインターネットの利用により公表するものとする。この場合において、議長は、当該収支報告書等に埼玉県議会情報公開条例第七条第四項に規定する非公開情報が記録されているときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いた部分につき、公表するものとする。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の埼玉県政務活動費の交付等に関する条例第九条第三項の規定は、令和二年四月一日以後に交付の決定があった政務活動費について適用し、同日前に交付の決定があった政務活動費については、なお従前の例による。